

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市緑化推進会議
- 2 開催日時 平成24年8月29日（水） 午前10時00分から
午前11時00分まで
- 3 開催場所 水戸市役所 本庁舎前臨時庁舎1階 会議室3
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 小菅次男，松崎睦生，安藏栄，大津亮一，佐藤睦雄，
野村敏夫，庄司憲生，寺門久雄，木村義明，深谷國男，
瀬谷和人，高柳美智子，坂本勝江，石黒洋子，太田元子，
水野恵美子
 - (2) 執行機関 石井秀明，郡司久，安達茂，池田浩一，佐藤倫子，丹治悟
 - (3) その他 水戸市公園協会職員
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 新規保存樹の指定について（公開）
 - (2) その他（市の生垣設置補助に関する取組について）（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称 水戸市緑化推進会議 会議次第
- 9 発言の内容

執行機関

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして，ありがとうございます。
定刻となりましたので，ただいまより水戸市緑化推進会議を開催いたします。
本日の司会進行を担当させていただきます私，公園緑地課の____と申します。

よろしくお願いいいたします。

なお、本日の会議の進行につきましては、お手元に配布してあります会議次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、市を代表して、都市計画部長____より御挨拶申し上げます。

(都市計画部長 挨拶)

執行機関

ありがとうございました。

続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。

茨城生物の会会長____委員，樹木医____委員，水戸市議会議員____委員，水戸市議会議員____委員，国営常陸海浜公園事務所所長____委員，千波湖周辺の公園と自然を愛する市民の会会長____委員，日本野鳥の会____委員，元茨城女子短期大学准教授____委員，子ども達に地球を語る会代表____委員，水戸市造園建設協力会会長____委員，市民植木まつり実行委員会会長____委員，茨城県建築士会県央支部女性部会____委員，大塚池公園を愛する市民の会会長____委員，水戸女性フォーラム____委員，茨城県環境アドバイザー____委員，水戸市緑の少年団団長____委員，欠席者，水戸市住みよいまちづくり推進協議会____委員，ドイツフローリストマイスター____委員。

また、本日は、オブザーバーとして、水戸市公園協会職員も出席しております。

本日の会議の出席者は16名で、委員18名中、2分の1以上の出席でありますので、水戸市緑化推進会議条例第6条により、本会議が成立することを御報告申し上げます。

なお、本日の水戸市緑化推進会議は、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程に基づき、公開とさせていただきますので、御承知おきください。

また、同規程第7条により、会議録を作成することとなっており、附属機関が指定する2名以上の署名を得ることとなっております。議事録の署名人2名を選びたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「事務局一任」との声あり)

執行機関

事務局一任の声がありましたので、事務局案があれば、お願いします。

執行機関

それでは、事務局案といたしまして、____委員と____委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

執行機関

続きまして、議題に入るわけですが、水戸市緑化推進会議条例第6条により、会長に議長をお願いいたしたいと思います。____会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、御指名いただきましたので、会の進行をしていきたいと思えます。

暑期中、御苦労さまでございました。

震災のほうも、2度目の夏を迎えておるんですけれども、まだその爪跡も残っていたり、水戸市そのものもまだ庁舎その他が仮のものであったりというような状況ですが、幸いなことに、保存樹については、倒壊したり、そういうふうな被害を受けたという報告はなかったようなことで、幸いなことだと思います。ただ、今日、あとで議題のほうに上ってきます生垣のほうについては、塀が倒壊したりというようなことが起きたりして、そのことについて、あとで報告いただくということになると思えます。

早速ですが、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

それでは、議題1号 新規保存樹の指定について審議を始める前に、事務局より報告がありますので、事務局、説明願います。

執行機関

去る7月13日に保存樹・記念樹小委員会を開催し、その中におきまして、役員を選出いたしました。委員長に____委員、副委員長に____委員をお願いいたしましたので、御報告させていただきます。

議長

ありがとうございました。

それでは、審議のほうに移りたいと思えますが、今御報告がありましたように、7月13日に保存樹・記念樹小委員会が開催されました。これについて、小委員会委員長の____委員に御報告を願います。

___委員

___ですが、座って御説明させていただきます。

議題1号という表紙に記載しましたように、4か所、6本を調査いたしました。具体的に御説明したいと思いますので、カラーの資料をご覧ください。

これの一番最後に地図が表記してあります。この①という番号は、元台町、坂を上がって、吉田神社からちょっと行ったところの___さんという方の家のエノキです。4年から5年前に保存樹として審査してほしいという申し出がありました。委員が調査したところ、木の下でたき火をしたり、保存樹としての管理に問題があるので、改めていただければというお願いをしたところ、その辺を改めたので、もう一度見てほしいということで、今回、もう一度お訪ねしました。

写真で分かるように、しめ縄を巻いて、当家では御神木扱い、至れり尽くせりの管理をしているようです。木の太さというのは、幹周と書きましたが、3.30メートルで、基準から大きく上回っておりますし、樹高、木の高さも問題ございません。推定樹齢は200年だろうということを当家でおっしゃったので、これを保存樹の候補として提案する第一点です。

次の②番のヤマザクラですが、これは、自由が丘の交差点から常磐大学のほうへ向かいまして、常磐線の赤塚寄りにある緑地斜面のところですが、常磐大学へ向かって常磐線を振り返ってみると、あの木かと、桜の咲く時期になると分かると思うんですが、今はちょっと分からないです、緑がたくさんあるから。この木は、あそこが斜面緑地なんです。そこに、木の下にシノというのがいっぱい生えていたんです。で、今回、そのシノを刈り払って、保存樹の指定を受けたいという当家の___さんからお申し出がありましたのですが、今少しシノを刈る面積を増やしていただけないだろうかということをお願いしたら、快く了解しますと。なぜシノを刈ったほうが良いかということ、木とシノが水分の奪い合いをするんです。水分の奪い合いをするとシノのほうが強いもんですから、木は水分不足で、特にこういうふうに太くなった古木の場合は、衰退が著しい。

そういうわけで、保存樹として指定するからには、それ相応の管理をお願いしたいということで、その点も改善されたと思いますので、これも候補として御推薦したいと思います。木の高さ、幹周りは、指定基準に何ら触れることはございません。推定樹齢は、当家で150年くらいと。私たちもそのくらいだろうと思うので、ここに記載した次第です。

3番目、これは岩間街道を岩間のほうに向かいまして、赤塚駅をまっすぐ下ってきたところの交差点のところ。そこに吉田神社という神社がありまして、神社の中の一番太い木なんです。

ご存じかと思いますが、水戸八景に相当するものに、河和田八景というもの

があるんです。河和田八景というものを河和田の人なんかが指定しているんです。河和田八景の一つに、吉田晴嵐というのがあるんです。いわゆる、村松晴嵐というのは水戸八景で皆さん記憶にあると思うんですが、それに相当するのが吉田晴嵐で、非常に由緒ある神社の中にある木なので、そういう点から考えると、保存樹として申し分ない。木の高さ、太さなども何ら基準に触れることはないので、候補に提案させていただきます。

次のページの④、⑤、⑥番ですが、これは同じ所有者です。水戸市河和田町の___さんという方なんですが、今説明しました吉田神社から市の野球場のほうへ行きます。丹下の十文字よりも少し手前なんですが、その右側なんです。ここに3本あるんですよ、太い木が。

それで、まず④番のツブラシイ、このツブラシイというのは、私たちがシイの木とっている仲間の一つなんです。普通のいわゆるスダジイというのより頭が丸くて小さいんです。コジイという別名もあるんですが、そのシイの仲間の一つであるツブラシイです。これも、太さ、高さは何ら基準に触れるところも問題もございません。

次の⑤のケヤキも同じ屋敷内にあつて、高さ、太さともに問題ございません。

それから、⑥番のケヤキB、これも、高さ、太さとも、基準からいって何ら問題とするところはございません。これは、写真をご覧になって分かるように、幹がすっとなっているんですね。非常にスタイルの良い木で、利用価値としても、中が空洞化していなければ高いだろうと思いますね。ケヤキというのは、往々にして中が空洞化してしまうんですが、この事例では問題ないと思います。

御質問があればと思うんですが、以上でございます。

議長

どうもありがとうございました。

今6件について、詳細な報告をいただいたわけですが、何かただいまのことについて質問、あるいは御意見がありましたら、よろしく願いいたします。

委員

今、御説明ではツブラシイとおっしゃっていましたが、印刷ではツブラジイとあります。正式にはどちらですか。

委員

ツブラジイです。

議長

スタジイはスタジイと濁るから、ツブラジイでいいのでは。後で調べておきます。

他に何かありますか。

___委員

この保存樹、今回新規ということですが、これはこの方たちからの申請があって審査をしたということなのではないでしょうか。それとも、市として、ここというふうに何か調査をして、候補地を挙げて選定されたということなのではないでしょうか。そのところ、過程が分からないので、教えていただければと思います。

議長

事務局のほうで、それについてよろしく願いいたします。

執行機関

それでは、説明させていただきます。

保存樹については、大抵が自薦です。こういった制度があるのなら指定してくださいということで、今回の例でいきますと、1番の___様や2番の___様が該当します。

それから、もう一つ、制度を良くご存じになっている方が、ここに立派な樹木がありますので、所有者の了解も取り付けましたので、ぜひ見てきてくださいなどという例もございまして、こちらは4番が該当して、御本人も、そういう制度があるのでしたら、ぜひ活用させていただきたいというケースです。

以上でございます。

___委員

そうすると、4番、5番のほうは推薦という形で、1番から3番は向こうからの申し出というのが、今回の保存樹ということですね。

議長

所有者の自薦と市民からの他薦ということで、両方から候補が出て、審査をしたということでございます。

___委員

はい、分かりました。ありがとうございました。

議長

その他、特になければ、以上の6件について、保存樹の指定ということによるのでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長

それでは、6件について、全て市の保存樹ということに決定をいたします。

続いて、議題のその他のほうに入りたいと思います。

市の生垣設置補助に関する取組についてということについて、事務局のほうから説明をよろしく願いいたします。

執行機関

では、生垣設置奨励補助事業に関する水戸市の取組について報告させていただきます。

昨年の大震災により、水戸市でも多くの家屋や塀が倒壊し、公園緑地課には、市民から生垣設置奨励補助金について非常に多くの問合せがありました。それを受けて、公園緑地課では、生垣設置奨励補助金について、予算の拡充や新聞などによる広報の充実などの取組で対応しましたので、その状況を説明させていただきます。

まず、生垣設置奨励補助事業の概要から説明させていただきます。

水戸市では、緑豊かで安全な生活環境を確保することを目的として、平成3年4月に生垣設置奨励補助金交付事業を創設し、生垣を設置する市民に対し、設置等に要する費用を補助してまいりました。平成23年度末時点での設置補助件数は487件で、総延長は9,658メートルとなっています。

生垣設置奨励補助金交付事業の概要につきましては、表一のとおりです。主な補助金交付の要件は、設置する生垣が水戸市内の住宅用地において公共用道路に面した箇所の新設又は既存ブロック塀等を改造するものであること、生垣としての外観を備えるものであることとなります。生垣の外観とは、具体的には、樹高が1メートル以上であること、5メートル以上の延長があること、葉が触れ合うように列植されていることなどとなります。この件については、水戸市の生垣設置奨励補助金交付要項に定められております。

次に、補助金の交付金額ですが、まず、生垣の設置費用の2分の1が交付金額となります。ただし、上限があり、1メートル当たり5,000円、総額では15万円が上限額となります。

例えば、設置費用40万円、設置延長が20メートルの生垣設置の申請があ

った場合、40万円を20メートルで割りますと、1メートル当たりの設置費用は2万円になります。1メートル当たりの設置費用の半額は1万円ですが、1メートル当たりの補助金の上限額は5,000円ですので、1メートル当たりの補助金額は5,000円、20メートルで10万円になります。したがって、設置費用40万円で設置延長が20メートルという申請があった場合、補助金額は10万円になります。

また、既存ブロック塀等を生垣に改造する場合、塀等の撤去も補助金交付の対象となり、こちらも塀等撤去の2分の1が交付金額となります。こちらは1メートル当たり3,000円、総額では9万円が上限額となります。

この補助金の交付を受けるためには、まず、申請時に交付申請書、設置計画図、工事金額見積書の書類をそろえて公園緑地課に申請を行い、公園緑地課の審査を受けます。その後、工事完了後に、完了報告書、領収書の写し、請求書などの領収書の内訳が分かる資料を公園緑地課に提出していただきます。その結果、申請内容、工事内容に問題がなければ、交付金の交付が行われます。

なお、補助金の交付を受けた者は、生垣を常に良好な状態に保つよう努め、設置から5年以上は生垣として活用しなければなりません。

次に、東日本大震災以後の水戸市の対応について報告させていただきます。

冒頭で説明したように、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、市内各地でブロック塀等が倒壊し、道路を塞ぐような事態も発生しました。生垣設置補助に関する市民からの問合せも平成23年度当初より急増し、ほぼ毎日のように問合せの電話を受け、6月には早々と当初予算額が尽きてしまうほどの状況でした。申請順に受付をしていくため、予算が尽きてしまったからあった申請に関しては、心苦しくも事情をお話してお断りさせていただき、申請者の方々には大変御迷惑をかけてしまうこともありました。

そのため、市では、平成23年7月に生垣設置補助費の補正予算を編成し、市民の要望に応えることができる態勢を整えて事業に臨むとともに、市報やホームページを活用して制度の案内、周知に努めました。

また、補助金の増額補正については、新聞各社にも取り上げられたこともあって、市民の反響も大きく、最近5年間の平均設置件数は年8件、平均延長は140メートル程度でしたが、23年度だけで設置補助件数は22件、延長も433メートルに達しました。

ページを返していただいて、2ページ目の表2とグラフを見ていただくと、平成18年度から22年度までに比べ、平成23年度の補助件数と設置延長が急増しているのを見ていただけるとと思います。また、平成22年度以前は生垣設置に対する補助だけの申請がほとんどでしたが、平成23年度の申請では、道路に倒壊していた塀や、水路に崩れ落ちそうなところを木柱で補強している

塀など、震災によって損壊した塀を撤去して生垣を設置するケースが多く、設置者からは、以前に比べるとすっきりした、庭が明るくなったなどの感謝の声のほか、塀が倒れそうで心配していたが、無事塀を撤去して、生垣を設置することができて、ほっとしているといった感想も寄せられました。

しかし、そのように生垣設置を行い、補助金の交付を受けた方々がいる一方で、生垣設置補助に関する相談をしてきた方の中には、震災直後ということもあって、屋根瓦や外壁といった家屋の復旧が優先され、外構工事にまで手を回す余裕がなかった、樹種によっては資材不足が慢性化しており、多忙を極めた職人の手配も困難であったなどの理由により、23年度内の生垣設置を見送られた方や、設置後のメンテナンスに要する費用や手間を考慮して、最終的には安価なフェンス設置を選択した事例などもありました。

最後に、生垣設置奨励補助金交付事業を行っていくに当たり、今後の水戸市の取組について説明させていただきます。

大震災から1年半近く経過した現在では、さきほど説明させていただいた、外構工事まで手が回らない、資材不足、職人不足であるというような状況は改善されつつあると思われまます。しかし、現在も大きな余震がたびたび発生しており、市民からも生垣設置補助に関する問合せ等が多く寄せられております。交付申請状況も、24年度分だけで既に10件に達しており、生垣に関する市民の関心の高さがうかがえます。

このような中、市では、24年度の生垣設置補助を安心みと特別枠事業として位置づけており、当初予算に500万円を措置して事業に臨んでおります。

生垣には、緑化の推進及び防災に寄与するほか、防犯対策や延焼防止、気温の抑制といった副次的効果もありますので、市としては、今後も広報みと等を通じて事業のPRに努めつつ、厳しい財政状況下にあっても、生垣設置補助の予算枠を確保しながら、生垣設置希望者を継続的に支援していきたいと考えております。

以上で、生垣設置補助に関する水戸市の取組についての報告を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

それでは、今の報告事項について、何か御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

委員

24年度は500万円ですけれど、23年度実績ではいくらだったんでしょ

うか。

執行機関

予算額ですか。

____ **委員**

実績額です。実際のお金としてはどのくらい払っているのか。

執行機関

23年度の実績額は、190万8,000円になります。

____ **委員**

要するに、今年は2.5倍くらい予算を持っているということですか。

執行機関

昨年度の実績額と比べると、2.5倍程度の予算を確保しております。

____ **委員**

ありがとうございました。

議長

その他、ございましたら。

____ **委員**

私、内原から来ているんですが、内原でも生垣設置の事業がありまして、芸術品のようなすばらしい生垣をあちこちに見かけます。

旧内原町では、生垣設置に対しまして、面積の総計ですごい面積があると思うんですけど、生垣設置のコンクールというのがあったんです。表彰状なんかが出て、本当にすばらしい生垣管理をしている家に対して、奨励かたがた表彰した経過があったんですけども、これは相談の話になりますが、もしそういうことが考えられるのであれば、意見として申し上げたいと思います。

議長

それはいつの頃だったんですか。まだ水戸市にならない頃のことですか。

___委員

内原町の頃です。生垣に対して奨励しながら、作品といいますか、生垣のコンクールがあったんですよ。すばらしいのを見せてもらったんですけども、これだけの延長がある生垣に対して、私もそういうすばらしいものをぜひ見せてもらいたいものですから、予算の関係もあるでしょうけれど、頭に入れてもらえれば、奨励になるかと思うというのが私の意見です。

議長

保存樹巡りは実施しておりますけれども、今まで生垣巡りは実施してますか。

執行機関

実施されていなかったですね。保存樹だけです。

議長

今、___委員からお話がありましたが、できたら生垣のほうについても、生垣巡りのような形で、あるいは何らかの形で市民の皆様に公開できる、そういう機会を設けてもらえれば、更にいいかなと思います。最近、市民の方々に関心が高まっていて、この間の震災の後に特にそうなっているということなので、その後どんな整備がなされたのかも含めてね、実績が分かるようになればいいかなと思います。

___委員

どういうふうに募集をされたのですか、その生垣は。

___委員

私の知る限り、既存の生垣に対して管理ですよ、管理して、こういう生垣がありますという、何件か、とにかくすばらしいものがあちこちにあるんです。それに対して、町として表彰をしていたんですね。ですから、ぜひそういう取組もいいのかなと思って。

___委員

広報誌みたいなものに載せてですか。

___委員

もちろん、写真付きで。

議長

あそこの裏通りのところ、赤尾関でしたか、あの通りのところは、大変あちこちにありますよね。昔の町並みとといいますか、続いているところでしたよね。

その他には。どうぞ、____委員。

____委員

小売店舗、特に新しくメーカーさんが、例えばスーパーなんかを建てるときに、本当に気持ち程度に生垣を造る場合が多いんですね。そういった場合、まだまだお店の設置の面積のほうを重要と考えておられて、生垣は雀の涙といったら失礼なんですけれど、ちょっと緑があればいいかなといった程度になっているのが現状なんです。そういったときに、水戸に新しく店舗なんかが出てくる場合は、生垣などの緑の設置というのをきちんとした形で、普通は大体面積が決まってはいるんですけど、それでもぎりぎりというか、たいして取り組んでいない企業もありますので、生垣設置条例というのではないですけど、できるだけそういったものを町の中に設置してほしいなという希望があるので、企業との関係というのも、もう少し発展性があってもどうなのかなと思っております。その辺のところは、市としてはどのようにお考えをお持ちですか。

執行機関

市の生垣の設置補助事業は、今想定しているのは、さきほど概要の説明があったように、主に個人の住宅地を念頭に置いているので、企業とかの申請は受け付けていないというのが現状でございますが、民有地の緑化という広い意味では捉えられるかと思っておりますので、今後、検討の余地はあるのかなと考えております。

議長

はい、よろしく。

それでは、____委員、どうぞ。

____委員

生垣のこととは違って、話がそれで申し訳ないと思うのですが、保存樹の一覧表がありますよね。これの一番最初にイトヒバと書いてありますけれども、これは俗名で、ヒヨクヒバじゃないかと思うんですけども。一般にはイトヒバといわれていますけど、こういった団体でこういった書面を作る場合、きちんとした名前でない、まずいと思うんですよね。一般的に呼んでいるのはイトヒバですけど、ヒヨクヒバではなかろうかと思うんです。

議長

ヒヨクヒバが正式和名で、イトヒバが俗称ということですね。これについては、事務局のほうで確認を取って、もし分かれば、正式和名にするとか、あるいは俗称を、俗称で呼ばれていることが多い場合は、括弧してイトヒバとしておいたほうが、場合によっては分かりやすいとは思いますが。

委員

学名ではイトヒバというのはいないと思います。

議長

ですから、和名のほうできちっと載せて、俗称のほうがよく知られている場合には、例えば括弧してイトヒバというような記載の仕方をすれば、一般の方は分かりやすいと思います。

その辺のところ、他のところはどうか。35番のタブと書いてあるところがありますね。正式和名はタブノキ。上のほうにはタブノキとなっているところがありますよね。6番目は、タブノキ、和名としてはタブノキですね。一般的にはタブと。これもタブノキと訂正を。

あと気が付いたところがありましたら。

委員

121番、サンシュユになっていますが、サンシュユとは違いますか。大きな「ユ」が付く。

議長

あとは、種名だとはっきりしない場合もあるので、例えばシイ、シイとひっくるめてしまってね。149番とか152番はシイと。今回の場合にはツブラジイとね。

それでは、これについては、シイの問題もありますしね。シイはどのシイなのか、判定できれば、正式なものに訂正していくとかいうふうなね。

それから、立て札、この立て札についても、どこかで手直しするときに、正式和名に変えていくということで、いくつかあると思いますので、その辺は今後の課題ということで。

この他、生垣以外でもいいですから、何か御質問等ございましたら、どうぞ。

委員

保存樹が今、220本なんですけど、ところが10年ちょっと前は260

本くらいあったんですよ。この前、保存樹巡りをやりましてね、鹿島神社の駐車場のところに、かなり太いのがあるんですよ。ですから、皆さんが市内を回って、お気づきの点がありましたら、ここに大きいがあるというのを公園緑地課のほうに御連絡いただければ、220本がまだ挽回できると思うんです。せんえつな提案ですが、よろしく願いいたします。

議長

10年前、260本くらいあった。その後、いろんな形で枯れていたり、場合によっては道路ができた、その他いろいろなことでもって解除されて、消えていくというようなものもあつたりして、当時からすると220本に減ってきているということです。

今回、私も小委員会で回ってね、____さん宅かな、3本ある、こういうところにまだこういうのが残っていたんだと思ってね、しみじみ、見事なケヤキや何か見て驚いたんですけれどもね。

ということで、水戸市にもまだまだ我々の気が付かないところに立派な木が残っていると思いますので、お気づきになりましたら、ぜひ事務局のほうへ連絡いただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その他、ありますか。

委員

保存樹のマップというか、保存樹の一覧表みたいなものが当然今まで作られていると思うんですけども、それをもっと具体的に、水戸市の中でこんなにたくさんあるんだという、いわゆるこれって水戸市の宝ですよ。その宝を、もっと分かりやすい、分野別に掲出されるような、例えばこの地区には何とかの、所在地が分かれていますよね、千波、吉田とかって。そういったとき、例えば農産物の場合だったら、この地区に白菜が取れる、この地区にパプリカが取れる、この地区にゴボウが取れるだとか、結構分かりやすい地図、見てぱっと分かるような地図ってありますよね。それと同じように、保存樹の具体的な、地区や分野別の、細かくなくても、この地区にはこんなものがあるんだというような、少しでも見て分かるような掲示の方法もあつたらいいんじゃないかなと思うんです。そうすることで、自分の地区にはこんなすばらしいものがあるんだということを、子どもたちも含めて、いい学習の機会になるし、また、地区を大切にしていきたい、郷土を大切にしていきたいというようなことにもつながると思うので、分かりやすい分野別の地図というのがあるといいんじゃないかなと思うんです。

議長

ありがとうございました。

今、御意見出ましたので、今後、事務局のほうで、何らかの形ではと思いますけれど、個人情報的なこともありましてね、場合によっては、知らされるのが嫌だという所もありますんで。

___委員

大ざっぱでいいじゃないですか。

議長

ええ、大ざっぱで、そういったもので分かるものがあれば、よろしく願いします。

その他、いかがですか。

もしなければ、以上で、本日の議題のほうは終了させていただきます。事務局のほうへお返ししますけれど、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、事務局のほうへ。

執行機関

本日お配りした保存樹の資料、これに個人情報が入っていますので、この場に置いていっていただきたいと思います。保存樹の取扱いの規定の中で、個人名まで載せるようなことになっていないので、よろしくお願いいたします。

さきほど頂戴した御意見なんですけれど、どうしても保存樹は、こういった形で追加指定をして、あるいは木がだめになると指定を外れてという繰り返しになっているものですから、パンフレットのような書き物になじまないというところもありまして、それでしたら、ホームページのようなものでと、そういったところで考えさせていただきたいと思います。

執行機関

___会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。おかげさまで、本日の会議を無事終えることができました。

これで、水戸市緑化推進会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。お疲れさまでございました。